

# 日本木材輸入協会

## 合法性等の証明に係る事業者認定実施要領

2006年(平成18年)3月29日

(改定)2009年(平成21年)4月27日

(改定)2012年(平成24年)9月21日

### 1. 目的:

当協会は、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」(以下、「団体認定方式」)により、木材・木材製品の合法性等の証明を行おうとする当協会会員が認定を受けるための実施要領を以下の通り定める。

### 2. 申請書の提出:

本実施要領に基づき認定を受けようとする当協会会員は、別記①で定める「事業者認定申請書」を当協会へ提出しなければならない。

別項に定める事業者認定書の有効期間を更新する場合は、認定更新のための申請書を提出しなくともよい。認定更新を行わない旨の意思表示があつた場合は、別項に定める認定取り消しと同じ手続きを行うものとする。

### 3. 審査及び通知(認定及び認定更新):

1)当協会は、本実施要領に基づく事業者の認定のための審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。

2)当協会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

3)別項に定める事業者認定書の有効期間を更新する場合も、上記と同様の審査及び通知を行うものとする。

### 4. 事業者の認定要件:

認定事業者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

①合法性等が証明された木材・木材製品(以下、証明材という)と、それ以外の木材・木材製品(以下、非証明材という)を分別して保管することが可能な場所を有している、又は確保(営業倉庫を含む)していること。入出荷、加工、保管の各段階において、証明材と非証明材とが混在しないよう管理されていること。

②証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

③関係書類(証明書を含む)を 5年間保存すること。但し、認定事業者がこれらに関する文書の保存期限を別途定めている場合はそれに合わせることとする。

④本取組の責任者が1名以上選任されていること。

### 5. 事業者認定書の交付及び公表:

1)当協会は、認定事業者に対して、別記②で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日は隨時公表するものとする。

2)事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

6. 認定事業者による証明書発行:

1)認定事業者は、証明材の出荷に当って、証明書を作成し出荷先に引き渡すものとする。

2)証明書の様式は、別記③で定める書式、又は既存の納品書等に別記③と同等の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。

7. 取引実績報告:

1)認定事業者は、別記④で定める「合法性等の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」又はそれと同等の様式により、証明材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年5月末までに、当協会へ報告するものとする。

尚、輸入材の仕入実績については、認定事業者が当協会に毎月提出する「輸入報告書」に証明材実績を追加記載し、当協会がそれを集計するものとする。

2)当協会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を必要に応じて公表する。

8. 検査と認定取り消し:

1)当協会は、必要に応じて、認定事業者による証明材の取扱が適正であるか否かを検査することができるものとする。

2)当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

①証明書の記載事項に虚偽があったとき。

②認定事業者から認定の取消申請があったとき。

③認定事業者の認定要件を満たさなくなつたとき。

3)当協会は、認定を取り消したときは、別記⑤で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

4)認定を取り消された事業者は、取り消された日より2年間は再申請できないものとする。

9. 認定事業者は、申請書及び事業者認定書の内容に変更が生じた場合は、別記⑥で定める「事業者認定内容変更届書」を当協会へ提出しなければならない。

10. 本件に関して公表を行う場合は、業界紙もしくは合法木材ナビへの掲載をもって実施する。

附則：この実施要領は、2006年(平成18年)4月1日から実施する。

以上